

三重県公報

第9925号
昭和46年3月26日
金 曜 日

目 次

告 示

- あらたに土地が生じたことの確認 (地 方 課) 1
- 字区域変更 (同) 2
- 健康保険法及び国民健康保険法による保険医等登録 (保 険 課) 2
- 保存血液の購入価格 (同) 2
- 健康保険保養所の入所者負担費用の額 (同) 3
- 公益法人設立許可 (商 工 課) 4
- 解除予定保安林 (林 業 課) 4
- 公有水面埋立しゅん工認可 (漁 港 課) 4
- 公有水面埋立しゅん工期間伸長許可 (港 湾 課) 5
- 急傾斜地崩壊危険区域指定 (砂 防 課) 6
- 証紙売りさばき人指定 (出 納 局) 31
- 社会教育関係補助金交付要綱の一部を改正する告示 (教育委員会事務局) 31

人事委告示

- 選考職種の指定及び採用資格要件の一部改正 (人事委員会事務局) 35

告 示

●三重県告示第205号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定に基づき、鳥羽市の区域内において、次のとおりあらたに土地が生じたことを昭和46年1月27日確認した旨、同市長から届け出があつたので、同条第2項の規定により告示する。

昭和46年3月26日

三重県知事 田 中 覚

鳥羽市船津町字村山、安楽島町字村山、宇松ノ本、宇沙魚川、宇橋ノ詰、宇船隠、宇観谷地先公有水面埋立地392,898.51平方メートル

字事文書課長

課長補佐

文書課長



●三重県告示第206号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、鳥羽市の区域内において、次のとおり字の区域を変更する旨、同市長から届け出があったので、同条第2項の規定により告示する。

昭和46年3月26日

三重県知事 田 中 覚

鳥羽市船津町字村山、安楽島町字村山、字松ノ本、字沙魚川、字橋ノ詰、字船隠、字鞆谷地先公有水面埋立地392,898.51平方メートルを鳥羽市安楽島町字村山に編入する。

●三重県告示第207号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の5第1項の規定及び国民健康保険法（昭和33年法第192号）第39条第3項の規定により保険医及び保険薬剤師並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録を行なつたので、次のとおり告示する。

昭和46年3月26日

三重県知事 田 中 覚

氏 名	登録の記号および番号	登録の年月日
奥野 幸男	三医 6012 三国医6012	46.2.12
石黒 軍平	三医 6014 三国医6014	46.2.22
伊藤福太郎	三医 6015 三国医6015	46.2.22
大倉 達司	三薬 1001 三国薬1001	46.2.23

●三重県告示第208号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和33年厚生省告示第177号）に基づく使用薬剤の購入価格（薬価基準）（昭和45年厚生省告示第236号）のうち、保存血液の購入価格を、次のように定め、昭和46年4月1日から適用し、保存血液の購入価格（昭和46年三重県告示第63号）は、昭和46年3月31日限り廃止する。

昭和46年3月26日

三重県知事 田 中 覚

品 名	規格単位	価 格
保存血液	200ml	1,550円

●三重県告示第209号

三重県健康保険保養所規程（昭和25年三重県告示第349号）第16条の2の規定に基づき入所者が負担する保養に要する費用の額を、次のように定め、昭和46年4月1日から適用する。

昭和43年三重県告示第243号（三重県健康保険保養所規程による入所者負担費用の額）は、廃止する。

昭和46年3月26日

三重県知事 田 中 覚

1 保養を要する者（三重県健康保険保養所規程（以下「保養所規程」という。）第11条の規定に該当する者）

- (1) 被保険者
 - 1人1泊2日（2食）食費実費相当額 500円
- (2) 被扶養者
 - 1人1泊2日（2食）食費実費相当額 500円
 - 入 所 費 500円
 - 計 1,000円
 - 1人日帰り（1食）食費実費相当額 150円
 - 入 所 費 150円
 - 計 300円

2 健康である者（保養所規程第13条の規定に該当する者）

- 1人1泊2日（2食）食費実費相当額 500円
- 入 所 費 500円
- 計 1,000円
- 1人日帰り（1食）食費実費相当額 150円
- 入 所 費 150円
- 計 300円

3 その他の者（保養所規程第14条の規定に該当する者）

- 1人1泊2日（2食）食費実費相当額 500円
- 入 所 費 700円
- 計 1,200円
- 1人日帰り（1食）食費実費相当額 150円
- 入 所 費 250円

計 400円

(注) 食費実費相当額2食分の内訳は、朝食代150円夕食代350円の区分とする。

●三重県告示第210号

民法(明治29年法律第89号)第34条の規定に基づく公益法人について、次のとおり設立を許可したので、知事の所管に属する公益法人の設立、監督等に関する規則(昭和41年三重県規則第7号)第3条第3項の規定により公示する。

昭和46年3月26日

三重県知事 田 中 覚

- 1 許可年月日 昭和46年3月17日
- 2 法人の名称 財団法人 日本万国博オーストラリア記念館
- 3 主たる事務所の所在地 四日市市千歳町9番地
四日市港管理組合内

●三重県告示第211号

次の保安林を解除予定保安林としたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

昭和46年3月26日

三重県知事 田 中 覚

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥羽市松尾町字青峰517・522(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
航行の目標
- 3 解除の理由
林道敷地とするため
(「次の図」は省略し、その図面を三重県庁及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●三重県告示第212号

公有水面埋立しゅん工について、次のように認可した。

昭和46年3月26日

三重県知事 田 中 覚

第1

- 1 願人の住所氏名
度会郡南島町

埋立の場所及び面積

度会郡南島町古和浦字新東226の57番地から字下町5番地先海面1,585.7平方メートル
新東226の57番地から字下町5番地先海面1,585.7平方メートル
字新東215-29, 215-6, 字新東町157-1, 字下町19, 48, 47, 字下町2, 8, 8番地先海面 1,565.7平方メートル

埋立の目的
護岸用地、真珠養殖作業場、荷捌所用地、漁具干場用地および道路用地の造成

工事しゅん工年月日

昭和45年3月25日

埋立追認の年月日

昭和45年3月19日

埋立しゅん工認可年月日

昭和46年3月17日

2

願人の住所氏名

度会郡南島町

埋立の場所及び面積

53-1, 142, 141-1, 140番地先海面
度会郡南島方座浦字浜53番から字中町59の2番地先海面861.72平方メートル
87.72平方メートル

埋立の目的

物揚場用地および荷捌所用地造成

工事しゅん工年月日

昭和44年3月20日

埋立追認の年月日

昭和45年3月19日

埋立しゅん工認可年月日

昭和46年3月17日

●三重県告示第213号

公有水面埋立しゅん工期間伸長について次のとおり許可した。

昭和46年3月26日

宇治山田港港務管理者の長

三重県知事 田 中 覚

願 人

三重県

度会郡二見町大字今一色87番地の353 今一色漁業協同組合

埋立の場所面積

度会郡二見町大字今一色新地147番の1から164番地に至る間の地先水面

58.1.20
訂正

58.1.20
訂正

4,914.0平方メートル

3 埋立の目的

物揚地敷、護岸敷、道路敷及び水産施設用地の造成

4 工事しゅん工期限 旧昭和45年3月31日

新昭和46年5月31日

5 埋立追認年月日 昭和44年1月14日

6 許可年月日 昭和46年3月5日

●三重県告示第214号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

昭和46年3月26日

三重県知事 田 中、 覚

第1

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

大滝地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

上野市大滝

3 区域の土地の表示

上野市大滝字下田1463番地内の市道子野大滝線と同番地の東側境界線と交わる地点を起点とし、同地点から同字1462の東側境界線に沿い、1463、1460、1459、1457に至り、同字1457及び1456と市道大滝治田線南側境界線と交わる地点に結び、同地点から同字1457、1458、1477、1495、1496、1498、1499、1501と市道大滝治田線の南側境界線に沿い、字北田1,031と1039市道大滝治田線の北側交点に結び、同地点から字北田1039、1028、1026、1023、1022、1021、1013、1012、1010、1007、1006、994、994~2同字西庄和1504、1505の北側境界線及び同字同1505、1514、1515、1516、1518、1519、1520、1528、1537、1543、1544、1546、1547の西側境界線及び1548、1550、1551、1563、1564、1565、1566、1573、1575、1581、1584、1585、1586、1590、1591の南側境界線及び同字下田1、2、8、9、10、12、14、17の南側境界線及び同字17、18に沿って、同字同1463の東側境界線と市道子野大滝線と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第2

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

賀田第一区域急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

尾鷲市賀田町

区域の土地の表示

尾鷲市賀田町字鉄砲州232の20と同地内の大河谷川左岸と国道311号線と交わる地点を起点とし、同大河谷川左岸に沿って同字荏司谷245-1の北西端と同河川左岸と交わる地点に結び、同地点から同245-1、244の北側境界線及び同244の東側境界線に沿い、同番地と同字下羽根192の西南端と交わる地点に結び、同地点から同市同町同字182、183、184-5、180-1、180-2、180-3、180-4の南側境界線に沿い同180-4と同字羽根手作213及び同字住谷186-3と交わる地点に結び同地点から同字羽根手作213、214、215の東側境界線及び同字住谷185-1の西側境界線に沿い、同185-1、186-1、173同字宮域108-3、108-2、91-3同字尾ノ道71、74の南側境界線に沿い、同字74の東南端と同字灰の竹76の東北端と交わる地点に結び、同地点から同76、76-1、72、79-1、81、82、86の東側境界線に沿い市道賀田古江線と交わる地点に結び、同地点から同市道北側境界線に沿って、同字岸33-34の西南端と同市道と交わる地点に結び、同地点から同33-38の西南端と国道311号線と交わる地点に結び、同地点から同国道の北側境界線に沿って同字鉄砲州231-20と同地内大河谷川左岸と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

3

急傾斜地崩壊危険区域の名称

賀田第二区域急傾斜地崩壊危険区域

区域の所在地

尾鷲市賀田町

区域の土地の表示

尾鷲市賀田町字姥石19の西南端と国道311号線と交わる地点を起点とし、同地点から同字19と10の境界線に沿い、同10と19の西北端と交わる地点に同地点から同字10及び同字荒石5の東側境界線に沿い、同11と結び、同字深津呂5、4と交わる地点に結び、同地点から同4の西側境界線に沿って、同境界線を延長見通して同14の海岸線に達する地点に結び、同地点から海岸線に沿って同字荒石13-1の西側境界線を延長見通して同14の海岸線に達する地点に結び、同地点から同延長線に沿って、同字13-1の西南端と同国道と交わる地点に結び、同地点から同国道北側境界線に沿って同字姥石19の西南端と同国道と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

4

急傾斜地崩壊危険区域の名称

多度字山下地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

桑名郡多度町大字多度字山下

3 区域の土地の表示

桑名郡多度町大字多度字山下1661の東南端と県道四日市多度線と交わる地点を起点とし、同地点から同字同1661、1661の1、1663、1670の東側境界線及び同字同1671、1650、1649、1631の2、1631、1630、1629、1629の2、1619、1618の北側境界線及び1617、1615、1614の西側境界線に沿って、同県道と同字同1614の西南端と交わる地点に結び、同地点から同県道北側境界線に沿って同字同1661の東南端と同県道と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第5

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

多度字朝拝下急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

桑名郡多度町大字多度字朝拝下

3 区域の土地の表示 桑名郡多度町大字多度字宮地内の多度神社社有地内に存する標柱1号を基点とし、同標柱から同字朝拝下1560の北東端を結んだ線から同字同1560、1563の東側境界線に沿い、同番地の南側及び同字同1556、1553の東側境界線に沿い、1553の東南端と町道多度狭線と交わる地点に結び、同地点から同町道北側境界線に沿い同字同1527の西南端と同町道と交わる地点に結び、同地点から同字同1527、1507、1509の西側境界線に沿い、同字同1509の西北端の地点に結び、同地点から同字宮地多度神社社有地に存する標柱1号と結んだ線によつて囲まれた区域。

第6

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

田曾浦南地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡南勢町田曾浦

3 区域の土地の表示

度会郡南勢町田曾浦町道出屋敷線と同字ヲヲザト3986水際線の交わる地点を起点とし、同地点から町道出屋敷線と同字ヲヲザト4055、同字デヤシキ4054、4053、4052、4051、4033、4032、4031、4030、4029、4027、4026同字マツト3493、3492、3491、3490、3409、3450、3443の1、3449、3418、3412、3413の境界線を経て、国道260号線と同字シタダ3174、3175、3176、3177、3178、3184、3186、3189、3190、3193、3194、3197、3198、3200、32

08、3206、3207、3204、3203、3122、3121の1、3064の境界線を経て、町道シタダ支線と同字同3064と国道260号線の交わる地点を結び、同地点から町道シタダ支線と同字同3064、3064の1、3120、3072、3176、3075、3077の境界線を経て、同字同3077と3092と交わる地点を結び、同地点から同字同3077、3070、3080、3084、3085、3110、3111、3151、3150、3148、3162、3163、3167、3167の1と同字3092、3091、3090、3089、3088、3086、3100、3109、3108、3153、3152、3156、3160、3161、4372の字界線に沿い、更に同字マツト3424、3425、3431、3431の2、3431の1、3457の1、3457の2と同字シタダ4372との境界線に沿い、同境界線から同字シタダ4372と同字デヤシキ4370の境界線を経て、同字シタダ4372の10、4372、同字デヤシキ4370の交わる地点に結び、同地点から同字デヤシキ4370と、字ナガナの境界線を経て、同字ナガナ字シワイド、字デヤシキ、字ヲヲザトの字界線の接点を交点とし、同地点からヲヲザト4142、4144、4166、4167、4211の北側境界線及び、同字同4212、4213の2、4214の東側境界線と同字ヲヲザト4214、4260、4256、4252、4255、4243、4242、4241の2、4102、4006の1、4083の1、3986の南側海岸線に沿って、町道出屋敷線と同字ヲヲザト3986の水際線と交わる地点の起点とを結んだ線によつて囲まれた区域。

第7

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

宿浦北地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡南勢町宿浦

3 区域の土地の表示

度会郡南勢町宿浦字ハナヲカ679及び同字同1111と国道260号線との交わる地点を起点とし、同地点から同字同676、673、670、669、668、667、663、662、654、653、639の3、638、630、629、622、621、597、595、593、591、588、590、585、566、561と国道260号線との境界線を経て、国道260号線及び、同字同561と536の交わる地点を結び、同地点から更に同字同561、562、574、同字ムラマツ767、768、769、770、771、775、774、777、779、780、781、782の西側境界線を経て、同字同ムラマツ782、786、同字ヲカタ997、994、993、992、991、989、985、984、989、971、981と町道ヲカタ線との境界線を経て、同字同981と980と同町道との交わる地点に結び、同地点から同字ヲカタ980、978、973、972、953、954、955、956、952、954、958、959、960と同字同979、977、976、944、952、951、949、948間の町道ヲカタ線字ムラマツ側を境界線とし、同字同960と805と

同町道との交わる地点に結び、同地点から同字ムラマツ805、802、801、800、799、744及び字ミヤノモリ736、735、734、731、722、721、719、715、736、704、849、855、856、857、858、859、861と同町道との境界線を経て、同字ミヤノモリ861と字ヲカタ1110の1と同町道と交わる地点に結び、同地点から同字ミヤノモリ861、同字ハナオカ682、680、679と同字ヲカタ1110の1及び同字ハナオカ1111の境界線を経て、同字ハナオカ679と1111と国道260号線と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第8

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

迫間浦東地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡南勢町迫間浦

3 区域の土地の表示

度会郡南勢町迫間浦字福浦部田541及び542と町道迫間本線との交わる地点を起点とし、同字同542、543、544と541、539の境界線を経て、同字同538及び544と539の交わる地点に結び、同地点から同字同538と544の境界線を経て、同字同538及び同字里390と同字大河内の境界線の交わる地点に結び、同地点から同字同390の東側境界線に沿い、同字同390、391、392の交わる地点に結び、同地点から391、393の東側境界線に沿い町道大河内線と同字同392と393と交わる地点に結び、同地点から同字同393、394、395、398、399、1396の5、1396の8、1396の7、1396の8、1396の9、405の1、1396の11、1396の12、467、1396の14、1396の21、1396の22、1396の23、1396の24、1396の28、1396の30、1396の32、1396の34、470、496、496の12、476、477、477の1、494、496の2、496の4、496の5、496の6、1398の3、1398の4、1398の5、1398の6、1398の7、501、503の6、504、511、512、1398の2、1398の8、513、514、1392、518、529の2、520、521、522、533の4、534の2、535の1、536、536の1、537の3、537の4、527の6、541と町道迫間本線との境界線に沿つて、同町道と同字541、542と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第9

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

神津佐北地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡南勢町神津佐

3 区域の土地の表示

度会郡南勢町神津佐字下村1048の1及び国道260号線と海岸線と交わる地点を起点とし、同地点から1048の1、1048、1049の2と海岸線との境界線を北に沿い、同字植所1158と同字下村1049の2と海岸線との交わる地点と結び、同地点から同字下村1049の2同字植所1050、1053、1054、1059、1060、1062、1066、1067、1070の3、1073、1074、1077、1083、1092、1116、1115、1119、1122の1、1123の1、1124、1134、同字腕柄991、992、990、同字後口の1176の1、同字井柄の945、946と同字植所1158、1052、1055、1056、1057、1058、1068、1069、1075の1、1075の2、1075の3、1076、1093、1111、1112、1113、1114、1136、1135、同字墓の尾1168、1169と同字後口944及び同字細田942、943、934の境界線を経て、同字井柄946と同字細田934と国道260号線と交わる地点に結び、同地点から同字井柄946、948、949、952、953、954、957、958、959、961、969の1、同字腕田981、983の4、983の3、同字日向998、999、1000、1001、1005、1008、1019の1、1020、1025、1027、同字下村1030、1031の4、1031、1031の2、1031の3、1033、1035、1038、1041、1044、1045、1049、1048の1と国道260号線の境界線を経て、国道260号線と同字1048の1と海岸線と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

10

急傾斜地崩壊危険区域の名称

高山地区急傾斜地崩壊危険区域

区域の所在地

上野市高山字北出、字後山、字清水

区域の土地の表示

上野市高山字清水1113と1113の1と同市道高山蓮池線との交わる地点を起点として、同地点から同字同1113、1108、1106の1同字北出515及び同字後山516の2、516と同市道との境界線に沿い、同字同516と同市道と認定外道路(里道)との交わる地点に結び、同地点から同字同516、517、522、523、524、526と認定外道路(里道)との境界線に沿い、同字同526と525と認定外道路(里道)の交わる地点に結び、同地点から同字同526、616、527、615、531、606、605、603、577、580、576と同字同525、614、607、608、601、602、579、581の境界線に沿い同字同576と581と認定外道路(里道)との交わる地点に結び、同地点から同字同571と570と認定外道路(里道)と交わる地点に結び、同地点から同字同570と認定外道路(里道)との境界線に沿い、同字同570と568と認定外道路(里道)との交わる地点に結び、更に同地点から同字同570、573、545と544、547、567、568の境界線を同字同545と544と認定外道路(里道)の交わる地点に結び、同地点か

ら同字北出399と400と認定外道路(里道)の交わる地点を結び同地点から同字同399、401、402、402の1、403と認定外道路(里道)の境界線に沿って同字同403と428と認定外道路(里道)と交わる地点に結び、同地点から同字同428、427と403、426、425、425の1との境界線を同字同427と425の1と認定外道路(里道)の交わる地点に結び、同地点から同字同425の1、422、421、445、444、492と認定外道路(里道)の境界線に沿い同字同492と453と認定外道路(里道)との交わる地点に結び、同地点から同字同491と490と認定外道路(里道)との交わる地点に結び、同地点から同字同491、489、487、481と490、488、477、475、479、480との境界線を同字同481と480と認定外道路(里道)との交わる地点に結び、同地点から同字同481、487、483、及び同字清水1140、1141の2、1141の1、1136、1118、1119と認定外道路(里道)との境界線に沿い同字1113と1113の1と同市道と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第11

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

赤坂急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

名張市大字夏見字赤坂

3 区域の土地の表示

名張市大字夏見字赤坂2322の6と2334と2335と交わる地点を起点として、同地点から同字同2322の6の北側境界線及び同字同2322の6、2322の5、2322の4、2327の17の東側境界線に沿って同字同2327の17と2322の3と2316と交わる地点に結び、同地点から同字同2327の17の南側境界線に沿い同字同2327の17と2314と県道名張柿野線と交わる地点に結び、同地点から同県道東側境界線に沿って同字同2322の1と2335と同県道の交わる地点に結び、同地点から同字同2322の1、2322の6と2355の境界線を同字2322の6と2334と2335の交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第12

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

馬場急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

一志郡美杉村大字八知字馬場

3 区域の土地の表示

一志郡美杉村大字八知字馬場5580と県道久居家城榛原線と宇谷川左岸と交わる地点を起点とし、同地点から同字同5580、5590の1、5590、5591、5592、5793と同河川左岸の境界線に沿って同字同5793と同河川と同字宝録谷

5595と交わる地点に結び、同地点から同字馬場5793、5754、5755、5756の南側の同字宝録谷との字界に沿って、同字馬場5756と同字宝録谷5851と5744の交わる地点に結び、同地点から同字馬場5756、5850、5849と同字同5851、5863の境界線に沿って同字同5849と5863と同字尻屋との字界の交わる地点に結び、同地点から同字馬場5849、5759、5848、5847、5844、5841、5843の北側境界線を同字尻屋との字界に沿って同字馬場5843と同県道と同字尻屋との字界の交わる地点に結び、同地点から同字馬場5843、5841、5840、5839、5764、5587、5589、5580の東側線を同県道に沿って同字馬場5580と同県道と宇谷川左岸と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第13

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

白口急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

一志郡美杉村大字下多気字白口

3 区域の土地の表示

一志郡美杉村大字下多気字白口1347の東南端と村道白口線と認定外道路(山道)と交わる地点を起点とし、同地点から同字同1347、1346、1356、1357、1358、1361、1362、1366、1364、1367、1373、1374、1378の境界線を同村道に沿って同字同1378と同村道と県道赤桶一志線の境界線の交わる地点に結び、同地点から同字同1378と同県道との境界線に沿って同字同1378と1379と同県道との交わる地点に結び、同地点から同字同1378、1391と同字同1379、1380、1381の1、1381との境界線を同字同1391と1381と1339との交わる地点に結び、同地点から同字同1391、1341、1342と1339、1341の4、1340の3、1338との境界線を同字同1342と1338と認定外道路(山道)と交わる地点に結び、同地点から同字同1342、1342の1、1344、1345、1347の東側境界線を認定外道路(山道)に沿い同字同1347と同村道と認定外道路(山道)と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第14

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

茶屋急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

飯南郡飯南町大字上仁柿字茶屋

3 区域の土地の表示

飯南郡飯南町大字上仁柿字茶屋344と344の1と県道名張柿野線の交わる地

点を起点とし、同地点から同字同344、348、347、346、337の1、337の2、336の西側と認定外道路（里道）との境界線に沿って同字同336と認定外道路の境界線と同字小平谷の字界と交わる地点に結び、同地点から同字茶屋336、306、303、302の西側と同字小平谷との字界境界線に沿い、更に同字同302、296の北側と同字桶屋沖との字界境界線に沿って同字茶屋296と278と227の1の交わる地点に結び、同地点から同字茶屋278、279の1と277の1、277の2の境界線を同字同279の1と277の2と同県道と交わる地点に結び、同地点から同県道の北側境界線に沿って同字茶屋344と344の1と同県道と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第15

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

長瀬急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

飯南郡飯南町大字上仁柿字桶屋沖

3 区域の土地の表示

飯南郡飯南町大字上仁柿字桶屋沖19と平谷川左岸と県道名張柿野線の交わる地点を起点とし、同地点から平谷川左岸に沿って同字同32と平谷川と同字平谷との字界の交わる地点に結び、同地点から同字桶屋沖32、31の西南側と同字平谷の字界境界線及び同字桶屋沖31、21の1、21の2、21の3、21の4、21の5、21の6、21の7、21の8、21の9の北東境界線に沿って同県道と交わる地点に結び、同地点から同県道の西側境界線に沿って同字桶屋沖19と平谷川左岸と同県道と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第16

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

魚瀬急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

飯南郡飯南町大字向粥見字寄瀬

3 区域の土地の表示

飯南郡飯南町大字向粥見字寄瀬3540と3457と県道片野飯高線と交わる地点を起点とし、同地点から同県道南側境界線に沿って同字3685と同県道と同字高見の字界と交わる地点に結び、同地点から同字3685、3686、3687、3672、3620の東側境界線から同字3619、3591、3590の1、3587、3548、3547、3532の南側境界線及び同字同3532の1、3534、3535、3539、3540の西側境界線に沿って同字同3540と3557と同県道と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第17

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

諏訪地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

上野市諏訪字上広出、字下広出

3 区域の土地の表示

上野市諏訪字下広出1796と1797と市道下広出北出線と交わる地点を起点とし、同地点から同字同1868、1864と1797と交わる地点に結び、同地点から同字同1868の北側及び西側境界線に沿い、同字同1796と1857と1794と交わる地点に結び、同地点から1794、1791、1790、1876の西側境界線及び同字同1751、1751の1、1750、1736、1880、1875、1874及び同字下広出1900、1901の東北境界線及び同字同1901、1900、1907、1910、1909の西側境界線に沿い同字同1909の西南端と同字同1936と交わる地点に結び、同地点から同字同1909、1908、1936、1891、1887、1888の南西境界線に沿い、同字同1888と同字下広出1883と1884と交わる地点に結び、同地点から同字同1884、1885、1732、1731、1730、1729、1739の南側境界線及び同字同1739、1738の東側境界線及び同字同1737、1746、1747、1748、1752、1753、1779、1780、1781、1782の南側境界線に沿って1782の東南端と同市道下広出北出線と交わる地点に結び、同地点から同市道西側境界線に沿って同字同1776と1797と同市道と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第18

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

桂地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

上野市大字桂字字恵、字美弥

3 区域の土地の表示

上野市大字桂字美弥146、143、142、101、102、103、106、105、107及び同字字恵640、639、638、624、625、626、628、618、617、614、613、618、619、620及び同字美弥84、52、51、49、48、63、44、157、158、159、160、179、181、182、184、185、186、188、189、156、155、153の土地によつて囲まれた区域。

第19

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

西山地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

上野市西山字上垣内、字西光寺、字西出下、字西出上

3 区域の土地の表示

上野市西山字西出上地内の市道西山島ヶ原線と同字同2462の東南端と交わる地点を起点とし、同地点から同市道北側境界線に沿い同字同2418の西南端と同市道と交わる地点に結び、同地点から同字西出下2508、2511の東側境界線及び同字西光寺2842、2841、2839、2840の東側境界線に沿って同字同2839と2840と西出川と交わる地点に結び、同地点から同字同2833、2826の3、2834の1、2826の5、2823の1の北側境界線及び同字同2823、2824、2825、2852の1、2850、2849、同字同上垣内2858、2860、2871の3の西側境界線に沿って同字同2871の3の西端と同字同2872の西南端と交わる地点に結び、同地点から同字同2937、2938の南側境界線及び同字同2938、2936、2935の西北境界線に沿って同字同2872の西北端と同字同2872の2の西南端と交わる地点に結び、同地点から同字同2872の2、2883、2882の西側境界線に沿って同字同2881の1と2886の2と西出川と交わる地点に結び、同地点から同河川左岸に沿って同字同2892の2の西側境界線を延長して同河川左岸と交わる地点に結び、同地点から同字同2892の2の西及び北側境界線に沿って同字同2350の1と2350の2の境界線に至り、同境界線から同字同2351の西南境界線に沿って同字同2351と2352の境界線上の同字同2376の北側境界線を延長見通して達した地点に結び、同地点から同字同2376の北及び西側境界線と同字同2375、2374の1、2373の西側境界線に沿って同字同2373と2384の1と2387の1と交わる地点に結び、同地点から同字同2384の1、2384の2、2385の2、2385の1の東側境界線及び同字同2386の北、東の境界線に同字同2390の北側及び同字同2391、2396、2412の西側の境界線と同字同2413の溜池南側境界線に沿って同字同2433と2413と2371の2、2371の5の溜池南端と交わる地点に結び、同地点から同字同2433、2434、2434の3、2440、2451、2452、2462の土地を結び、同字同2462の東南端と同市道と交わる地点の起点によつて囲まれた区域。

第20

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
音羽地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地
阿山郡阿山町大字音羽字城出、字東出

3 区域の土地の表示
阿山郡阿山町大字音羽字城出281の西南端と同字北出との字界と町道馬場音羽線の交わる地点を起点とし、同地点から同字同281、280、274、273、272、264、263、261、262、210、209、208、204、205及び同字東出183、126、119、118、117、120、111、110、107、106と同町道との境界線を同字

同106と同町道と町道鯨神田線と交わる地点に結び、同地点から同字同106、104、103、149、150、155と同町道との境界線を同字同155と163と同町道と交わる地点に結び、同地点から同字同155、156、157、158、159、175、176及び同字城出227、226、225、224、223、248、243—2の北側境界線に沿って同字同243と243—2と251と同字北出の字界と交わる地点に結び、同地点から同字同251、268、269、277、278、279、281の西側境界線に沿って同字同281の西南端と同町道馬場音羽線と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第21

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
円徳院地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地
阿山郡阿山町大字円徳院字北垣内、字向出

3 区域の土地の表示
阿山郡阿山町大字円徳院字向出1231—4と1230との境界線と県道甲南上野線と交わる地点を起点とし、同地点から同字同1230、1229、1210—1、1211—4、1209—16、1209—6、1209—14、1209—17、1209—11、1185、1176—1、1165—1、1164—1、1158—1、1159—1、1158—4、1108—3、1105—4及び同字北垣内1097—1、1058—4、1058—1、1059—1、1057—1、1036—1、1035—1、1032—1、1031—1、1015—1、1013、1012、990—4、987—1の境界線と県道甲南上野線に沿い、同字同987—1と県道甲南上野線と町道円徳院北垣内線と交わる地点に結び、同地点から同字同987—1と同町道との境界線に沿い同字同987—1と990—2と同町道と交わる地点に結び、同地点から同字同991と992と同町道と交わる地点に結び、同地点から同字同992、989—1、993、993—1の境界線を水路に沿って同字同993—1と998と水路境界線と交わる地点に結び、同地点から同字同993—1、1000、998の北側境界線に沿って同字同998と997、999と交わる地点に結び、同地点から同字同999と997の境界線と同字上丸川の字界の地点に結び、同地点から同字同999、1025—1、1074、1078、1077、1076、1075及び同字向出1132、1133—2、1134、1135、1136、1136—1、1194、1222、1224、1240の北西の境界線に沿い、同字同1240と1241の境界線と字上丸川との字界点に結び、同地点から字向出1240、1224、1225、1226、1227と同字同1241、1239、1238、1237、1234との境界線を同字同1227と1234と水路との交わる地点に結び、同地点から同字同1230と1231—1と1228—1と交わる地点に結び、同地点から同字同1230と1231—4と県道甲南上野線と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第22

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
仁衛門谷地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
多気郡宮川村大字大杉字仁衛門谷
- 3 区域の土地の表示

多気郡宮川村大字大杉字仁衛門谷163と字小森185と2級河川宮川との交わる地点を起点とし、同地点から同字仁衛門谷163、150の2、140の3、141と同河川との境界線を経て同字同141と159と同河川と交わる地点に結び、同地点から同字同141、138、139、137、156、157、160と158、159の境界線を経て同字同159と160及び仁衛門谷川左岸と交わる地点に結び、同地点から仁衛門谷川左岸境界線に沿い同字同159と161との交わる地点に結び、更に同字同159と161、162の境界線を経て159と162と同字小森の字界と交わる地点に結び、同地点から同字仁衛門谷162、163の1、163の東側境界線に沿って同字同163と同字小森185と2級河川宮川と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第23

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
檜原古ヶ野地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
多気郡宮川村大字檜原字古ヶ野
- 3 区域の土地の表示

多気郡宮川村大字檜原字古ヶ野99と99の2と2級河川宮川左岸との交わる地点を起点とし、同地点から同河川の左岸の境界線に沿い、同字風呂の谷171と191と同河川左岸と交わる地点に結び、同地点から同字同171、170、165の2、165の4と191、170の1、148の20、166の境界線を経て、同字同165の2、165の4と166と風呂の谷川支川右岸と交わる地点に結び、同地点から風呂の谷川本川と支川との合流点を経て同字同156と181の東南端と交わる地点に結び、同地点から同字同181、157の1、183、183の1、156、189の1、184の2、184の1、185、186の1と156の境界線を経て156、186の1と同字古ヶ野147、147の3との交わる地点に結び、同地点から同字古ヶ野147の北西南の境界線に沿い同字同96、と94、86、147と交わる地点に結び、同地点から同字同96、95、98、93の1の西側境界線に沿って同字同99と99の2と2級河川宮川左岸と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第24

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
久豆浦平地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
多気郡宮川村大字久豆字浦平
- 3 区域の土地の表示

多気郡宮川村大字久豆浦平190と同八番字東谷191の1と2級河川宮川左岸と交わる地点を起点とし、同地点から同字浦平190、189、188、187と同河川との境界線に沿って同字同187と同河川と東谷川との交わる地点に結び、同地点から東谷川左岸境界線に沿い同字同267と村道と東谷川と交わる地点に結び、同地点から同字同271と村道との西端の交わる地点に結び、更に同字同267、261の1、259の2、273と271、272の1及び同八番字東谷254の2、254の3の境界線を経て、同字浦平273と257の2と同八番字東谷254の2、254の1との交わる地点に結び、同地点から同字同254の1と254の2、254の3と字新屋敷との字界と交わる地点に結び、同地点から同八番字東谷254の1の東側境界線に沿って同字同254の1と274と同字浦平228と交わる地点に結び、同地点から同字同228の東側境界線に沿って同番地と県道大台大ヶ原線と村道との交わる地点に結び、同地点から字浦平190と191の1と県道大台大ヶ原線との交わる地点に結び、同地点から同字同190と191の2と2級河川宮川左岸と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第25

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
久豆大原地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
多気郡宮川村大字久豆字大原
- 3 区域の土地の表示

多気郡宮川村大字久豆字カン谷と字奥ヶ谷164との字界と2級河川宮川左岸との境界線を起点とし、同地点から同河川の左岸に沿って同14番字大原163と同字奥ヶ谷481の1と同河川の左岸境界線との交わる地点を結び、同地点から同14番字大原163と同字奥ヶ谷481の1と村道岩井口線南側との交わる地点に結び、同地点から同字奥ヶ谷481と同14番字大原480と村道岩井口線の交わる地点に結び、同地点から同14番字大原480と字奥ヶ谷481の境界線に沿って延長見通して同字カン谷471の境界線に達する地点に結び、同地点から同字界に沿って同字カン谷と同字奥ヶ谷164の字界と同河川の左岸と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第26

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

垂坂その1急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

四日市市垂坂町字内之貝戸

3 区域の土地の表示

四日市市垂坂町字内之貝戸 532の南端と水路と県道尾平垂坂東富田線と交わる地点を起点とし、同地点から同字同 532、530、528の東側の水路との境界線に沿い、同字同528の東北端と水路と字界と交わる地点に結び、同地点から同字同 528、537、538、539、550、551、552の北側境界線を同字同 552と 573と字界の交わる地点に結び、同地点から同字同573、574、575、576の東側及び576、578、600、601、604、636、638、642、643の北側境界線を同字同643の北端と字界と水路と交わる地点に結び、同地点から同字同643、642、644の西側の水路との境界線に沿つて、同字同644と水路と市道垂坂下野線と交わる地点に結び、同地点から同字同644、640、639、635、633、632、631、630、627、626、625、622、620、617、619、618、594、593の2、593、592、566、565、556、555、545、544、534、533、532の同県道の境界線に沿つて同字同532と同県道と水路と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第27

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

垂坂その2急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

四日市市垂坂町字南貝戸

3 区域の土地の表示

四日市市垂坂町字南貝戸702と703と市道垂坂団地3号線と交わる地点を起点とし、同地点から同字同702、701、698、697、694、695、676、677、678と同字同 703、700、699、696及び同市道垂坂町6号線との境界線を同字同 678と市道と県道尾平垂坂東富田線と交わる地点に結び、同地点から同字同 678、679、682、683、684と同県道との境界線に沿つて同字同 684と同県道と市道垂坂団地3号線との交わる地点に結び、同地点から同字同684、689、702と市道との境界線に沿つて同字同 702と703と市道と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第28

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

鹿島急傾斜地崩壊危険区域

区域の所在地

亀山市本町字高塚、井尻町字高塚、阿野田町字鹿島、字中鹿島

区域の土地の表示

亀山市阿野田町字中鹿島370—27と市道鹿島団地11号線と市道鹿島団地2号線と交わる地点を起点とし、同地点から同字同370—27、370—26、370—25、370—4及び同字上鹿島5—45、5—44、5—43、5—42、5—41、5—30、5—29、5—28、5—27、24—1、23と市道鹿島団地2号線との境界線に沿つて同字同23と市道と市道鹿島学校道線との交わる地点を結び、同地点から、同字同23、22、21—1、21、5—1と市道との境界線に沿つて、同字同5—1と市道と同本町字高塚460—1と交わる地点に結び、同地点から同字同460—1の西側と同字同472、471、612の境界線を同字同460—1と612と同字井尻道との字界の交わる地点に結び同地点から、同字高塚460—1の北側境界線及び同井尻町字高塚1の西側境界線を同字同1と18—1と同本町字井尻道との字界の交わる地点に結び、同地点から、同字同1、61—2、42—3と同字同18—1、17、16、22—1、23—2、44、73—1、68、65、64、42—4、63—1、63—2及び認定外道路(里道)との接する境界線を同字同42—3と同阿野田町字中鹿島392—1と392—1と接する地点に結び、同地点から同字同392—1と392—2の境界線を同市道鹿島団地1号線と交わる地点に結び、同地点から同市道を横断し同字同370—27の東側境界線を市道鹿島団地11号線に沿つて同字同370—27と市道鹿島団地2号線と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第29

急傾斜地崩壊危険区域の名称

亀山市東町急傾斜地崩壊危険区域

区域の所在地

亀山市東町、本町

区域の土地の表示

亀山市本町字永井280と276と認定外道路(里道)との交わる地点を起点とし、同地点から同字同 276、275、273—1、273—2、272、265—1、265—3との認定外道路(里道)と接する境界線に沿つて、同字同 265—1、265—3と市道北山岩原線と認定外道路(里道)との交わる地点に結び、同地点から同字同265—1、265—3、268、269—1及び同東町字東町862、861—1、859—2と市道との境界線に沿つて同字同859—2と市道と県道亀山城跡本町線と交わる地点に結び、同地点から同字同859—2、858

、853、851、851—1、849、847、845、843、841、841—1並びに同本町字東京口349、348—1、348—2、348—3、348—4、341と同県道及び国道306号線の境界線に沿つて同字同341と同国道と市道東町停車場線と交わる地点に結び、同地点から同字同341、343、344、345及び同字永井278、279—1、279—2、280と同市道及び認定外道路（里道）の境界線に沿つて同字同280と276と認定外道路（里道）と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第30

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

名張市桜ヶ丘急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

名張市桜ヶ丘

3 区域の土地の表示

名張市夏見防垣3361と3362と県道名張柿野線と交わる地点を起点とし、同地点から同字同3361、3355、3354、3353及び同字平尾3125—9、3125—6、3125—25、3125—10、3125—4と同県道の境界線に沿つて同字同3125—4と3125と同県道との交わる地点に結び、同地点から同字同3125—4と3125と同市道桜ヶ丘中央線と交わる地点に結び、同地点から同字同3125—4及び同字桜ヶ丘3088—50、3115—14、3115—13、3115—7、3115—8、3115—9と同市道及び同市道桜ヶ丘6号線の境界線に沿つて同字同3115—9と3115—23と同市道と交わる地点に結び、同地点から同字同3115—19と3088—1と同市道と交わる地点に結び、同地点から同字同3115—19、3115—20、3115—21、3343—6と同字同3088—1の境界線に沿つて同字同3343—6と3088—1と同字防垣3343との交わる地点に結び、同地点から同字同3344、3341、3340、3336、3335、3329、3328の西側境界線と同字桜ヶ丘との字界に沿つて同字防垣3328の北端同字桜ヶ丘と同字後出との字界の交わる地点に結び、同地点から同字防垣3328、3327、3326、3325、3322の北東境界線と同字後出との字界に沿つて同字防垣3322と3321と同字後出との字界に交わる地点に結び、同地点から同字防垣3321の北東境界線を同字後出の字界に沿い同字同3321の東端と市道防垣蔵持線と交わる地点に結び、同地点から同字防垣3321と3403と同市道との境界線の交わる地点に結び、同地点から同字同3403と同市道との境界線に沿つて同字同3397と同市道と認定外道路（里道）との交わる地点に結び、同地点から、同字同3397、3396、3395、3394、3387、3386と水路の境界線に沿つて、同字同3386と市道防垣中央線と水路との交わる地点に結び、同地点から同字同3385と3428と市道防垣蔵持線との交わる地点に結び、同地点から同字同3428、3421と同市

道の境界線に沿つて同字同3421と同市道と水路と交わる地点を結び、同地点から同字同3421、3422と水路の境界線に沿つて同字同3422の南東端と水路との交わる点に結び、同地点から同字同3364と認定外道路（里道）と水路との境界線の交わる地点に結び、同地点から同字同3364、3429と認定外道路（里道）と境界線に沿い、同字同3364と認定外道路（里道）と水路との交わる地点に結び、同地点から同字同3363と3362と3361と交わる地点に結び、同地点から同字同3361と3362と同県道と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

31

急傾斜地崩壊危険区域の名称

下切急傾斜地崩壊危険区域

区域の所在地

員弁郡北勢町大字川原字下切

区域の土地の表示

員弁郡北勢町大字川原字西谷1549と1551と西谷川と交わる地点を起点とし、同地点から同河川の左岸境界線に沿つて同字下切1913と1914と同河川との交わる地点に結び、同地点から同字松原1730と1734と同字下切との字界の交わる地点に結び、同地点から同字同1730、1732、1728、1603と1734、1733、1727—2、1727—1、1725の境界線を経て同字同1603と1725と同町道川原156号線との交わる地点に結び、同地点から同字同1725、1724、1722と同町道の境界線に沿つて同町道と同字同1740と1743と交わる地点に結び、同地点から同字同1744、1747、1748と1721、1708、1705、1704、1702、1701の境界線に沿つて同字同1701と1748と水路との交わる地点に結び、同地点から同字同1748、1749、1754、1755と1698、1756の境界線を経て同字同1755と1756と同町道川原167号線と交わる地点に結び、同地点から同字同1755同字下切1824、1828、1829、1830、1836と同町道境界線に沿つて同字下切1832と1836と同町道と県道田辺カナエ線の交わる地点に結び、同地点から同字1836、1862、1871、1872、1873、1877、1876、1911、1917、1918、1919、1920、1923及び同字下野2046、2045、2044、2042、2053、2054、2068、2067と同県道境界線に沿つて同字同2067と2071と水路と交わる地点に結び、同地点から同字同2071、2073、2074と水路との境界線に沿い同字下野2074と2075と同水路と交わる地点に結び、同地点から同字同2074、2072、2071同字西谷1550、1551と同字下野2075同字西谷1546、1547、1549の境界線を経て同字西谷1549と1551と西谷川と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

32

急傾斜地崩壊危険区域の名称

塩崎字出前地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

員弁郡北勢町塩崎字出前

3 区域の土地の表示

員弁郡北勢町大字塩崎字落合85の西端と同町道塩崎4号線と交わる地点を起点とし、同地点から同字同85、80、79、78、77、76-1、67、63、57-1、57、56、55、51、51-3、51-6と同町道との境界線に沿って、同字同50と51-6と同町道と交わる地点に結び、同地点から同字同50及び49と48の境界線を経て、同字同48と49と県道庭田北勢線と交わる地点に結び、同地点から同字同49、52、53、54と同県道との境界線に沿って同字同54の東南端と同県道と交わる地点に結び、同地点から同字同1018、1017、1016、836-2、835、832と1027、1019、1015、836-1、837、840、834、833の境界線を経て、同字同832と833と水路との交わる地点に結び、同地点から水路の西側に沿って同字同832と830と同小路との交わる地点に結び、同地点から同字同830、822、818と829、824、823、817の境界線を経て同字同817と816の2と同県道との交わる地点に結び、同地点から同県道と同字同84の境界線に沿って同字同85の西端と同町道と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第33

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

二之瀬字村内急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

員弁郡北勢町二之瀬字村内

3 区域の土地の表示

員弁郡北勢町大字二之瀬字村内1234と1247と同町道東貝野時線と交わる地点を起点とし、同地点から同町道境界線に沿って同字同1245と1250と1252の交わる地点に結び、同地点から同字同1244、1243と1252の境界線を経て、1243と1252と同町道と交わる地点に結び、同地点から同町道の東側境界線に沿って同字同1252と896と同町道及び同町道二之瀬2号線と交わる地点に結び、同地点から同字同893-1と893-2と同町道と交わる地点に結び、同地点から同字雲之貝戸691、692、695、697と700、699、698の境界線を経て同字同697と698と同地内の貝野川支川と交わる地点に結び、同地点から同河川の境界線を東南に沿って同字同701の1と701の2と同河川と交わる地点に結び、同地点から同字同701-1、706と701-2の境界線を経て、同字同702と同字村内884と同町道と交わる地点に結び、同地点から同字同884、883、882、879、886、892、891、890、900と同字同702、703、

856-1、881、887、878、905、888、889、901の境界線を経て同字同900と901と同町道と交わる地点に結び、同地点から同町道の西南境界線に沿って同字同1234と1247と同町道東貝野時線と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

34

急傾斜地崩壊危険区域の名称

早稲田急傾斜地崩壊危険区域

区域の所在地

員弁郡北勢町大字田辺字早稲田

区域の土地の表示

員弁郡北勢町大字田辺早稲田893と895と903との交わる地点を起点とし、同地点から同字同893、892、890、878、877と同字同895、894、889、879、880、876、875の境界線を経て同字同874と875と877との交わる地点に結び、同地点から同字同809と810と水路と交わる地点に結び、同地点から同字同809、808、812、814、800、799、785と同字同810、811、833、832、827、815、816、817、798の境界線を経て、同字同785と798と水路と交わる地点に結び、同地点から水路と同字同785の境界線に沿って同字同785の北端と水路と交わる地点に結び、同地点から水路と同番地の境界線に沿って同字同781と784と785との交わる地点に結び、同地点から同字同784、783、776、775、774、763、762と同字同781、782、777、778の1、761、760の境界線を経て同字同760と736と762の交わる地点に結び、同地点から同字同762、733-1、732、730、728、893と同字同736、734、733-2、719、724、725、726、690、689、903との境界線を経て同字同893と895と903と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

35

急傾斜地崩壊危険区域の名称

朝日町糺生急傾斜地崩壊危険区域

区域の所在地

三重郡朝日町大字糺生

区域の土地の表示

三重郡朝日町大字糺生字天神山2622の南側境界線と同町道糺生10号線と用排水路と交わる地点を起点とし、同地点から同字同2622、2621、2621-1、2623、2624、2626-2、2625の南側、同字同2625、2626、2626-7、2644、2646の東側及び2626、2615-3の北側並びに2615-3、2611の1の西側の境界線を、同字同2611-1と2591-2と同字南谷2179-5と同町道と交わる地点に結び、同地点から同字南谷2180-14、2180-13、2180-12、

2180—11、2180—10、2180—9、2180—8、2180—7の北西側境界線を同町道及び同町道糺生24号線の南側に沿つて、同字同2180—7と同町道と認定外道路(里道)と交わる地点に結び、同地点から同字同2180—7、2189—1、2190及び同字表山1882—1並びに同字北条1481、1477の西側及び南側境界線と認定外道路の境界線に沿つて同字同1477と1484と用排水路と交わる地点に結び、同地点から同字同1477及び同字南谷2157、2158、2160—1、2162—14、2162—13、2162—12、2162—11、2162—10、2162—9、2162—8、2162—7並びに同字天神山2591—15、2591—16、2591—17、2591—18、2591—19、2591—20、2591—21、2591—22、2591—23、2591—24、2591—25、2591—26、2591—27の東側境界線を用排水路に沿つて、同字同2622南側境界線と同町道糺生10号線と用排水路と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第36

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

神前浦(その1)急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡南島町大字神前浦

3 区域の土地の表示

度会郡南島町大字村山4の1と同大字字寺谷33と32と交わる地点を起点とし、同地点から同大字村山4—1と国道260号線の西側と村山川右岸との交わる地点に見通して結び、同地点から同大字同2—1の北側境界線を村山川に沿つて同字同2—1の東端と村山川右岸の交わる地点に結び、同地点から同字イバヤ17の東北端と同大字村山2—1と交わる地点に結び、同地点から同字イバヤ17、15、15—22の東側境界線に沿つて同字同15—22の西南端と国道260号線の境界線と交わる地点に結び、同地点から同字同343の東北端と同国道と町道神前浦33号線との交わる地点に結び、同地点から同字同343、343—2、343—3、36—2、36—1及び同字新洲40、41、42の南東境界線と同町道及び寺谷川の境界線に沿つて同字同42と同字寺谷43と寺谷川の境界線の交わる地点に結び、同地点から同字新洲42及び同字寺谷34、32と同字同43、33の境界線に沿つて同字33と32と4—1と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第37

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

神前浦(その2)急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡南島町大字神前浦

区域の土地の表示

度会郡南島町大字神前浦字本町78と同町道1号線と同町道本町線との交わる地点を起点とし、同地点から、同字同78、77、76と同町道の境界線に沿つて同字同76の南東端と同町道の境界線に結び、同地点から同字同82の北側境界線を同字同82の北東端と同町道裏町線と交わる地点に結び、同地点から同字同82、89、90、92、95、97を同町道に沿つて同字同97の南東端と同町道の境界地点に結び、同地点から同字同97、98の南側境界線に沿つて同字同98の西南端と町道本町線の交わる境界地点に結び、同地点から同字同158の南東端と同町道の境界地点に結び、同地点から同字同157、153、152及び同字上地155と同町道との境界線に沿い、同字本町152の南東端と同町道の境界地点に結び、同地点から同字同152及び同字上地151、167、168、178、179、186、187、197、198、206、207、212を町道深木谷線の境界線に沿つて同字同212と213と同町道と交わる地点に結び、同地点から同字同212及び同字深木谷211と同字上地213及び同字深木谷214の境界線を同字同211と214と223と交わる地点に結び、同地点から同字寺谷72と70と町道1号線と交わる地点に見通して結び、同地点から同字同72、73及び同字寺谷口74、75及び同字本町78と町道1号線の境界線に沿つて同字同78と同町道と同町道本町線と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

38

急傾斜地崩壊危険区域の名称

神前浦(その3)急傾斜地崩壊危険区域

区域の所在地

度会郡南島町大字神前浦

区域の土地の表示

度会郡南島町大字神前浦字上地237と238と上地川と交わる地点を起点とし、同地点から同字同239と上地川と同町道深木谷線と交わる地点に結び、同地点から同字同239と同町道の境界線に沿つて、同字同239と同町道と町道上地道線と交わる地点に結び、同地点から同字川原町150と町道深木谷線と町道上地道線の境界線の交わる地点に結び、同地点から同字同150と町道深木谷線の境界線に沿つて同字同150と同町道と町道本町線と交わる地点に結び、同地点から同字同150及び同字本町149、148、147、146、143、139と同町道の境界線に沿つて同字同139と同町道と町道53号線と交わる地点に結び、同地点から同字同139及び同字川原町140と町道53号線との境界線に沿い同字同140と同町道と町道上地道線と交わる地点に結び、同地点から同字下の谷245と町道53号線と上地川と交わる地点に結び、同地点から同字同245、246と土地川の境界線に沿つて同字同246と上地川と

国道260号線と交わる地点に結び、同地点から同字同256の4と同町道と認定外道路(里道)との境界線の交わる地点に結び、同地点から同字同256の4、256の5、256の6、256の7、256の13、256の14、256の24を認定外道路との境界線に沿って同字同256の25と認定外道路と下の谷川との交わる地点に結び、同地点から同字同256の25、256の37と下の谷川との境界線に沿って同字同256の37と国道260号線と下の谷川との交わる地点に結び、同地点から同字同268と同国道と町道下の谷線との交わる地点に結び、同地点から同字同268、269、276、277、278、279、280、282、283、284と町道下の谷線及び下の谷川との境界線に沿って同字同284と312と下の谷川との交わる地点に結び、同地点から同字同312と320と同字深木谷223の境界線の交わる地点に結び、同地点から同字同223と同字下の谷312、282の接する境界線を同字同282と258と同字深木谷223の交わる地点に結び、同地点から同字同223と227と229の交わる地点に結び、同地点から同字同229、228と同字同227の接する境界線を同字同227と228と上地川と交わる地点に結び、同地点から同字同228及び同字上地231、232、233、234、235、236、237と上地川との境界線に沿って同河川と同字同237と238と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第39

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

神前浦(その4)急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡南島町大字神前浦

3 区域の土地の表示

度会郡南島町大字神前浦字下の谷306と下の谷川と国道260号線との交わる地点を起点とし、同地点から同字同306、308、307及び同字中の輪309と国道260号線の境界線に沿い、同字同309と312と同国道との交わる地点に結び、同地点から同字同309の南側境界線を南西端に結び同地点から同字下の谷287と286と312の交わる地点に見通して結び、同地点から同字同287、288と同字同286と接する境界線を同字同286と288と町道下の谷線との交わる地点に結び、同地点から同字同288、289、290、292、293、294、296、297、300、301、303、304、305、306と同町道及び下の谷川との境界線に沿って同306と下の谷川と同国道と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第40

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

阿曾浦(その1)急傾斜地崩壊危険区域

区域の所在地

度会郡南島町阿曾浦

区域の土地の表示

度会郡南島町大字阿曾浦字宮山427と426と県道阿曾浦港線と交わる地点を起点とし、同地点から同字同426及び同字御堂世古65、57-1、56-4、56-2、56-1、49、48、47、45、44、43、30、27、25と同県道の境界線に沿って同字同25と24と同県道の交わる地点に結び、同地点から同字同24、21、20、20-1、20-2、17-2及び同字水谷16-3、16-4、16-5、16-6、16-7、16-9、16-10、16-11、16-12、16-13、16-14、16-15、16-16、16-17、16-18、16-19、16-20、16と町道阿曾大方線の境界線に沿って、阿曾浦漁港B舟上場西端部と同町道と同字同16の東南端と交わる地点に結び、同地点から同字北山248に存する標柱1号に結び、同標柱から同字同248と同字宮山427と426の交わる地点に見通して結び、同地点から同字同426と427の境界線に沿って、同字同426と427と同県道と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

41

急傾斜地崩壊危険区域の名称

阿曾浦(その2)急傾斜地崩壊危険区域

区域の所在地

度会郡南島町大字阿曾浦

区域の土地の表示

度会郡南島町大字阿曾浦字北山248に存する標柱1号を起点とし、同標柱から同字宮山247と阿曾浦漁港第1防潮堤東北端と県道阿曾浦漁港線との境界線の交わる地点に結び、同地点から同字同247、269、268、267、266、265、264-1、263、262、261、260及び同字寺前259-1、258、254-10、254-11、254-12、254-13、254-4、254-3、254-7、254-8、254-6、253-1、253と同県道及び町道阿曾浦42号線の境界線に沿って、同字同253と同字ヘタ山251と同町道と交わる地点に結び、同地点から同字北山に在する標柱1号に見通して結んだ線によつて囲まれた区域。

42

急傾斜地崩壊危険区域の名称

阿曾浦(その3)急傾斜地崩壊危険区域

区域の所在地

度会郡南島町大字阿曾浦

区域の土地の表示

度会郡南島町大字阿曾浦字ヘタ山251に在する標柱2号を起点とし、同標

柱から同字同251と252と町道阿曾浦45号線と交わる地点に結び、同地点から同字同252、252-9、252-11、253-7、253-8、253-12、253-32、253-34と同町道の境界線に沿って同字同253-34と同町道と県道阿曾浦港線との交わる地点に結び、同地点から同字同253-34、251-79、251-78、251-42、251-100、251-101と同県道との境界線に沿って同字同251-101と251と同県道と交わる地点に結び、同地点から同字同251-93の南東端と同県道との交わる地点に結び、同地点から同字同251-93の南西端境界線と阿曾浦港に接する地点に結び、同地点から同字同251-93、251-94、251-99、251-95、251-96と阿曾浦港に接する境界線を同字同251-96の北東端と同県道と接する地点に結び、同地点から同県道と阿曾浦港に接する境界線に沿って同字同ヘタ山地内阿曾浦漁港水域北端部と同県道の境界線の接する地点に結び、同地点から同字同251に在する標柱2号の起点に見通して結んだ線によつて囲まれた区域。

第43

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

古和浦(その1)急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡南島町大字古和浦

3 区域の土地の表示

度会郡南島町大字古和浦字奥の山97と同字上町99と奥の山川左岸境界線と交わる地点を起点とし、同地点から同字奥の山97、96、95-1の南側境界線を同字同95-1と95-2の西端の境界線の交わる地点に結び、同地点から同字同99-2の西側境界線に沿って同字同1141-1の標柱1号に結び、同標柱から同字同140の北西端境界と同地内の古和川右岸と交わる地点に結び、同地点から古和川右岸境界線に沿って同字相生町134と同河川右岸と同町道古和浦相生線の交わる地点に結び、同地点から同町道の西側境界線に沿って同字相生町124と同町道と奥の山川の境界線の交わる地点に結び、同地点から奥の山川左岸の境界線に沿って同字同99と同字奥山97と同河川と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

第44

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

古和浦(その2)急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡南島町大字古和浦

3 区域の土地の表示

度会郡南島町大字古和浦字奥の山1141-2と古和浦漁港西防波堤航路照明

灯から西北方向へ見通した線と国道260号線との西側境界線の交わる地点を起点とし、同地点から同字同1141-1の分水嶺に存する標柱2号と結び、同標柱2号から同字同1141-1と95と奥の山川の境界線との交わる地点に結び、同地点から同字同95、94及び同字中町93、91、91-1と奥の山川右岸境界線に沿い同字相生町147と同町道古和浦相生線と奥の山川の境界線との交わる地点に結び、同地点から同町道の西側境界線に沿って、同字同147、147-4、147-3、147-2、147-19、147-18、147-10、147-9、157-5、157-4、157-3、157-2及び同字浜町及び同字下町7、6、5の境界線を同字同と同町道と同国道と交わる地点に結び、同地点から同字同1-2と1と同国道と交わる地点に結び、同地点から同字同1、1-1、1141-2と同国道の境界線に沿って、同字奥山1141-2と古和浦漁港西防波堤航路照明灯から西北方向へ見通した線と同国道と交わる地点の起点に結んだ線によつて囲まれた区域。

●三重県告示第215号

三重県証紙条例(昭和40年三重県条例第12号)第5条第1項の規定に基づき、昭和46年4月12日次のとおり証紙売りさばき人を指定したから同条第3項の規定により告示する。

昭和46年3月26日

三重県知事 田 中 覚

1 指定売りさばき人の住所

津市伊予町津403番地

2 指定売りさばき人の名称及び代表者氏名

株式会社 百五銀行

取締役頭取 川喜田 壮太郎

3 売りさばき人の種別

元売りさばき人

小売りさばき人

4 売りさばき所の所在地及び名称

名張市桔梗が丘1番町2街区11番地

株式会社 百五銀行名張支店桔梗が丘出張所

●三重県告示第216号

社会教育関係補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

昭和46年3月26日

三重県知事 田 中 覚

社会教育関係補助金交付要綱の一部を改正する告示

社会教育関係補助金交付要綱(昭和45年三重県告示第168号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「又は、第1号様式の2」を「第2号様式又は第3号様式」に改め、同条第2号中「第2号様式」を「第4号様式」に改める。

第4条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 工事を伴う補助事業に着手したとき又は当該事業が完了したときは、1週間以内に事業着手(完了)届(第5号様式)によりその旨を教育長に届け出ること。

第5条に次の1号を加える。

(3) 事業費又は事業量を変更すること。

第6条中「第3号様式」を「第6号様式」に改める。

第8条中「第4号様式」を「第7号様式」に改める。

第9条第1号中「又は、第1号様式の2」を「第2号様式又は第3号様式」に改め、同条第2号中「第2号様式」を「第4号様式」に改める。

第10条中「第5号様式」を「第8号様式」に改める。

別表同和地区子ども会補助金の欄の次に次のように加える。

同和地区教育集会所施設整備補助金	同和地区における組織的教育活動の振興を図る。	市町村教育委員会の所管に係る同和地区教育集会所の設置に関する事業	同上	市町村
------------------	------------------------	----------------------------------	----	-----

別表 三重県高等学校PTA連合会補助金の欄の次に次のように加える。

三重県婦人会補助金	婦人会会員の資質の向上を図る。	婦人会幹部研修会、婦人大同会等の開催、機関紙の発行等に関する事業	同上	三重県婦人会連絡協議会
-----------	-----------------	----------------------------------	----	-------------

第5号様式を第8号様式とし、第4号様式を第7号様式とし、第3号様式を第6号様式とし、同様式の前に次の1様式を加える。

第5号様式

事業着手(完了)届

年 月 日

三重県教育委員会教育長殿

届出人住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名



(補助事業の名称)に(が)着手(完了)しましたので次のとおりお届けします。

記

工事の名称	
施行場所	
着手(完了)年月日	
施工方法	
その他	

(規格B5)

注 「その他」欄は、直営のときは施行責任者氏名を、請負のときは請負者住所氏名を記入すること。

第2号様式を第4号様式とし、同様式の前に次の1様式を加え、第1号様式の2を第2号様式とする。

第3号様式

事業実施計画(報告)書

施設の名称				施設の所在地			
設置区域の地区名				地区の世帯数			
区分	人	口		世帯数			
市町村	人			世帯			
利用対象地域	人			世帯			
事業実施の目的及び効果							
工事着手(予定)年月日	年月日	工事完了(予定)年月日	年月日	請負、直営の別			
建物及び建設用地	建面積	m ²		延面積	m ²		
	敷地面積	m ²		公有地、私有地の別			
工事費	本工事費	付工事費	帯費	整地費	工作費	その他	合計
	円	円	円	円	円	円	円
工事費の財源内	補助金	一般歳入	起債	その他	合計		
	円	円	円	円	円	円	円

(規格B5)

注 この計画(報告)書は、同和地区教育集会所施設整備補助金についてのみ使用すること。

附則

- この告示は、公表の日から施行し、昭和45年度分の補助金から適用する。
- 改正後の社会教育関係補助金交付要綱(以下「改正後の告示」という。)の規定に基づく昭和45年度分の同和地区教育集会所施設整備補助金及び三重県婦人会補助金について改正後の告示第8条の規定を適用する場合には、同条中「10月10日」とあるのは「教育長が別に定める日」と読み替えるものとする。

人事委告示

●三重県人事委員会告示第2号

選考職種の指定及び採用資格要件(昭和41年人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

昭和46年3月26日

三重県人事委員会委員長 井谷孝夫

第1項の表中

米養士	米養士法(昭和22年法律第245号)に基づく免許を有する者であること。	草の実学園、衛生部各課各出先機関、県立大学附属病院、県立大学附属塩浜病院及び教育委員会事務局体育厚生課に限る。
米養士	米養士法(昭和22年法律第245号)に基づく免許を有する者であること。	草の実学園、衛生部各課各出先機関、県立大学附属病院、県立大学附属塩浜病院、教育委員会事務局体育厚生課、県立盲学校、県立ろう学校及び県立養護学校に限る。

を
に改める。

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 350円

1箇年 4,200円

昭和46年3月26日印刷発行

津市広明町13番地(電代①1,111)

三重県庁

印刷 三重県総務部学事文書課